

各 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁教育職員局給与課長

子を随伴して赴任した場合の赴任旅費の取扱いについて(通知)

このことについて、平成27年4月1日以後の発令に伴う旅行から、次のとおり取り扱うこととしましたので、所属職員に対してこの旨を周知するとともに、適切に取り扱われるよう留意してください。

記

1 見直しの考え方

北海道職員等の旅費に関する条例(昭和28年北海道条例第38号。以下「旅費条例」という。)第2条第1項第6号において、扶養親族とは、内国旅行又は外国旅行のいずれの場合も配偶者や子など一定範囲の親族等で主として職員の収入によって生計を維持しているものと規定されています。

この旅費条例上の扶養親族のうち、子については夫婦の共同扶養という考え方にたち、今般、配偶者の扶養手当(民間事業所その他のこれに相当する手当を含む。以下同じ。)の対象となっている子を随伴して移転する場合について、移転料及び扶養親族移転料の取扱いを見直すものです。

2 取扱いの内容

配偶者の扶養手当の対象となっている子が職員の子であり、職員が当該子を随伴して公務上の必要により住所又は居所を移転した場合にあっては、当該子を「主として職員の収入によって生計を維持しているもの」として取り扱い、旅費条例第20条及び第23条に規定する移転料及び扶養親族移転料の計算において、当該職員を扶養親族を随伴する職員として旅費の支給を行う。ただし、配偶者と職員の収入状況に相当程度の格差があるなど当該子を旅費条例上の扶養親族とすることが社会通念上明らかに不相当である場合は、この限りでない。

3 留意事項

- (1) 本通知により、職員の扶養手当の対象ではない子を旅費条例上の扶養親族として取り扱う場合においては、旅行命令権者は、旅行命令簿の「命令変更等又は摘要」欄に別記の記載例を参考にその状況を記載すること。
- (2) 夫婦とも職員である場合については、配偶者の異動の実態等を確認し、当該子に係る扶養親族移転料が重複支給されるといった誤りがないよう取扱いに留意すること。
- (3) 本通知により難しい場合にあつては、総務政策局総務課長あて個別に協議をすること。

(給与制度グループ)

別記 旅行命令簿の記載例（3 留意事項の(1)関係）

子の随伴の状況（※①～③は必須記載事項、④は配偶者が職員である場合のみ記載）

- ① 子の氏名～〇〇 〇〇
- ② 当該子に係る扶養手当の支給～配偶者〇〇（氏名：職員である場合は所属も付記）
- ③ 赴任に係る当該子の移転状況～職員に同じ／〇〇市～〇〇市（職員と同じでない場合）
- ④ 配偶者に係る異動等の状況～平成〇年〇月〇日付け〇〇市～〇〇市

（直近の異動状況。職員と同日付の異動の場合を含む。）